

更新研修の受講期限について

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格は、5年ごとの更新制度となっています。資格を継続するためには、実践研修を修了後、5年ごとに更新研修を修了する必要があります。
- 更新研修の受講期限は、実践研修の修了年度により異なります。ご自身の実践研修修了年度の行で、受講期限をご確認ください。
- 受講期限までに更新研修を修了しない場合は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格が失効し、受講期限の翌年度4月1日からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事できなくなりますので、ご注意ください。

実践研修 修了年度	更新研修受講期限	
	1回目	2回目
令和3年度	令和8年度	令和13年度

※ 愛知県では、受講期限の前年度から、更新研修の受講の申し込みを受け付けます。

【平成30年度末までに修了した方の経過措置】

- 平成30年度末までにサービス管理責任者等研修（分野別研修）を修了した方については、更新研修の受講期限は、令和元年から令和5年まで経過措置として実施した更新研修（1日）の修了年度（初回更新研修修了年度）により異なります。ご自身の初回更新研修修了年度の行で、受講期限をご確認ください。

初回更新研修 修了年度	更新研修受講期限	
	1回目	2回目
令和元年度	令和6年度	令和11年度
令和2年度	令和7年度	令和12年度
令和3年度	令和8年度	令和13年度
令和4年度	令和9年度	令和14年度
令和5年度	令和10年度	令和15年度

※ 愛知県では、受講期限の前年度から、更新研修の受講の申し込みを受け付けます。